

技術対話における確認事項（実施方針）

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
1	2	2	2.1	2.1.4	a)		事業方式	設備完成前の所有権はどこにあるのかご教示願います。	事業者にあります。 通常の建設工事と同じく、各整備工事のしゅん工後に工事目的物を引渡し所有権が市に移転します。
2	2	2	2.1	2.1.4	a)		事業方式	所有権が出来高の年度ごとの単位で引渡しでよろしいでしょうか。部分引渡しをした場合は、堺市のものという認識でよろしいでしょうか。	出来高払いでは引渡しをしません。各整備工事のしゅん工毎での引渡しとなり、所有権は市に移転します。
3	4						事業期間	全体的に工期は厳しいと考えています。他のものがどれくらいあればという答えは現状ありませんが、水運用管理システムに関しては3年は必要と考えています。	ご意見として頂戴します。 (検討の結果、実施方針を変更し、水運用管理システムの引渡時期を1年延期し、事業期間も1年延長します。詳細は、「実施方針の変更」をご確認ください。)
4	5	2	2.1	2.1.4	e)		事業者の収入	減額について定量的数値を定められる予定がありますか。	契約書案に詳細を記載します。 浄水場であれば水質が評価値になりますが、本市は浄水をしておらず、コントロール出来るのは残塩値で、受水時の残塩値によるところがあります。受水の残塩値が低い時の対応を水準にすることは考えられますが、目標として具体的な定量的数値は定めにくいと考えています。
5	8	3	3.3	3.3.1			募集及び選定のスケジュール	本事業は、SPCの設立が必要なため、基本協定の締結（令和7年11月）から事業契約の締結（令和8年1月）までの期間が短いと考えます。 事業契約の締結を1～2か月程度遅らせていただく事は可能でしょうか。	事業契約の締結時期(令和8年1月)は予定になります。 令和7年度内に事業契約ができれば市の予算上、問題ありませんが、遅れた期間分についての設計・建設期間は短くなります。
6	8	3	3.3	3.3.1			募集及び選定のスケジュール	基本協定に規定される違約金も参加意欲にもつながりますので、一定配慮をいただきたいと考えています。	ご意見として頂戴します。
7	14	3	3.5.2	a)	(1)		参加資格要件について	設計コンサルタント業務としてだけでなく、建設業者が設計・建設業務として請負契約した実績でも認められるという認識でよろしいでしょうか。またその証明は請負契約書および記載がされている要求水準書の提示をもってお示しすることで問題ないでしょうか。	設計業務を自らが実施したことを確認できる履行実績であれば構いません。
8	14	3	3.5.2	b)	(3)(4)		参加資格要件について	本項総合評定値（P）が700点以上、次項1200点以上とございますが、この違いはどのように理解したらよろしいでしょうか。	700点は建設業務を担う構成員全てが満たす必要がありますが、1200点は建設業務を担う構成員のうち、1者が満たしていればよいという意味です。
9	14	3	3.5.2	b)			参加資格要件について	複数で実施する場合は、乙型JV,甲型JVいずれも事業者側の任意で定められると理解でよろしいでしょうか。 また元請が電気工事業者で下請として機械器具設置工事業者を使用する（電気工事業者、機械器具設置工事業者が逆の場合も）場合でも本項で示されている条件に適合すると理解してよろしいでしょうか。	SPCの建設業務を担う構成員は企業であり、JVは想定していません。 建設業務を複数の構成員で実施するか、構成員1名と協力企業複数とするかは、事業者に委ねます。 なお、後者の場合、構成員の電気工事業者の下請けに機械器具設置業者（又は逆）となりますが、実施方針14ページに記載のとおり、構成員には機械器具設置業の建設業許可や機械器具設置工事の総合評定値も要件となります。（逆の場合も同様）
10	14	3	3.5.2	b)			参加資格要件について	JVは想定していないということでしょうか。	お見込みのとおりです。

技術対話における確認事項（実施方針）

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
11	14	3	3.5.2	b)			参加資格要件について	協力企業等はSPCで決めてもよいのでしょうか。	構成企業を複数でもよいです。そこから協力企業に下請けするかはSPCや構成企業で決めてもらえばよいです。現在の実施方針では構成企業のみ参加時に名前を記載することになります。
12	15	3	3.7	3.7.2			特別目的会社の設立要件	特別目的会社の設立場所は、施設内でもそれ以外でも市内であればお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	施設内は対象外として、市内であれば結構です。
13	15	3	3.7	3.7.2			代表企業	事業期間中に、特別目的会社の代表企業を変更する事は可能でしょうか。 例：設計・建設業務完了後に維持管理企業に変更	代表企業の変更は認めない方針です。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に関与する責務があると考えます。
14	17	4	4.2	4.2.3			モニタリング結果の公表	モニタリング結果を公表するとの記載がありますが、どのような公表の手法を想定されていますでしょうか。また、現在のモニタリングの実施状況についてもご教示下さい。	現在の運転管理、機器保守点検等のモニタリングは、提出された日報と仕様書記載内容との照合を行い履行確認を行っていますが、公表は行っていません。事業者が作成するセルフモニタリング計画書策定において、協議により具体的なモニタリング内容を決定した上でホームページでの公表を想定しています。
15	17	4	4.2	4.2.3			モニタリング結果の公表	セルフモニタリングの内容も考慮して、協議のあと公表する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	18						表1 リスク分担表（案）	要求水準未達の事象が不可抗力の場合、ペナルティとなるか、協議の場を設けてもらえるのでしょうか。	不可抗力が原因で要求水準未達となった場合のペナルティの評価については協議の対象と考えます。
17	18						表1 リスク分担表（案）	不可抗力リスクにおいて、事業者負担となる該当項目を絞っていただくことを考慮していただけないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
18	19						表1 リスク分担表（案）	段階：維持管理 リスクの種類：引継ぎリスクについて引継ぎ不備の具体例をご教示ください。	業務内容が適切に引継ぎされず、その原因により運用不具合、設備不具合などが発生することを想定しています。
19	19						表1 リスク分担表（案）	No.25、No.26 システム改造リスクの定義をご教示ください。また「No.25「当初から示されていた・・・」とはどのようなことを当初から示されているのでしょうか。	水運用管理システム引渡後、他の設備更新新設に伴うシステム改造のリスクを指し、当初から要求水準書に示されていた設備更新等に伴うシステム改造は事業者負担、当初示されていなかった設備更新等に伴うシステム改造は市の負担という意味です。
20	19						表1 リスク分担表（案）	水運用管理システム引渡し後の改造の想定はあるのでしょうか。	現時点で要求水準書案に記載の設備更新以外での改造は想定していません。
21								最低制限価格の設定はありますでしょうか。	最低制限価格や調査価格の設定は想定していません。価格のみの競争を防止する対策として、価格評価点の下限金額を設定し、それより入札額が低くても下限金額と同じ評価点とすることなどを検討中です。
22								予定価格の公表はありますでしょうか。公表がない場合には、どのような算定式での計算になるかご教示ください。	入札説明書に提案上限価格を示す予定です。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
1	要求水準書（案）	2	1	1.2	エ	(2)		表1 更新・新設対象設備	対象設備については、記載をもとに要求水準書（案）本文及び別紙にて細部設備を確認したうえで事業者提案によることは可能でしょうか。	要求水準書別紙1で更新対象設備となっているものは基本的にすべて更新必須です。更新対象外となっている設備についての更新提案を行うことは可能です。
2	要求水準書（案）	2	1	1.2	エ	(2)		表1 更新・新設対象設備	注釈に「※更新・新設対象設備の運用に必要となる配線・配管（埋設含む）は本事業の対象とする」とありますが、基本設計・詳細設計をしていない中で、配線、配管（埋設含む）の算出は非常に困難とえます。特に埋設関係は既存が使用出来ると見込んでいても実際現場調査を行い空きスペースがあるか、余裕があるかを確認しなければ、既設流用の判断も出来ません。その場合、全ての埋設ルートを更新・更新で試算すると建設費が増大します。例えば、工事費については詳細設計後に協議の上、設計変更による契約とすることは出来ませんかでしょうか。	既設埋設配管等の流用については、大きな問題となる箇所はないという認識です。そのため、詳細設計後の変更契約は想定していません。
3	要求水準書（案）	2	1	1.2	エ	(2)		表1 更新・新設対象設備	基本的な考え方として更新対象設備の既設配線や設備は利用できるということでしょうか。できない場合は変更対象という理解でしょうか。	要求水準書（案）に更新対象範囲と記載している設備、配線については、利用可能であっても更新してください。更新対象範囲ではない既設配線は、利用していただいて構いませんが、利用できないものについては、事業者負担となります。
4	要求水準書（案）	2	1	1.2	エ	(2)		表1 更新・新設対象設備	表1 更新・新設対象設備にない対象設備を、更新・新設対象外設備と考えてよろしいでしょうか。	表1は主な対象設備を示しており、同ページ記載のとおり、別紙1（図面）で更新・新設対象と示されているものは、更新対象設備となります。
5	要求水準書（案）	6	1	1	エ	(8)		遵守すべき法令等	「本事業の実施にあたって遵守すべき最新の関係法令等を順守すること」とありますが、要求水準書案8ページ 第2章 2.1才）既設改造（2）において「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする」とありますが、建築基準法（構造関係規定など）においては既存不適格扱い（確認申請などは不要）と考えますかよろしいでしょうか。	関連する法令は遵守して、対応してください。
6	要求水準書（案）	6	1	1	エ	(8)		遵守すべき法令等	設備更新に当たって、耐力補強工事や耐震補強工事が必要になった場合を想定しています。調査費を事業者で見える程度はわかりますが、工事までは事業者では厳しいとえます。図面、構造計算書、アスベスト調査結果など、必要な情報は揃っているのでしょうか。事前に想定できないリスクは負い難いです。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
7	要求水準書（案）	7	1	1.3				用語の定義	補修若しくは修繕というのは、金額の大小関係なく、協議で決めるということでしょうか。	補修は初期対応で要求水準に記載の内容は事業者で実施となります。また、修繕は更新対象設備について事業者での実施となります。金額の大小は関係ありません。なお、事業者提案で既設改造された場合、既設改造部分については事業者で修繕をしていただきます。
8	要求水準書（案）	8	2	2	オ	(1)		既設改造	更新・新設対象設備の整備に伴って既設改造した更新・新設対象外設備は、維持管理業務上「更新・新設対象外設備の保守点検・補修」の対象との理解でよろしいでしょうか。	改造は事業者によりリレー等の設置を行うなどが考えられます。改造で新設した部品・設備は新設設備と同様に、更新対象設備扱いとえます。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
9	要求水準書（案）	8	2	2	オ	(1)		既設改造	協議の中で、市の意見で既設改造の機能増設になった場合は、市の負担で修繕を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書（案）	8	2	2	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする」とありますが、既設構造計算書が提示して頂けない場合の既設構造物の耐力の調査・確認等に関わる業務費用およびその調査結果にて耐震補強など必要となった場合の工事費用は、設計変更対象と考えますがよろしいでしょうか。	設備更新であり、耐震への影響はないと考えていますが、関連する法令は遵守して、対応してください。
11	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(ア)		監視制御設備について	クラウド監視機能をオンプレサーバでの構築することは可能でしょうか。	オンプレサーバで構築することも可能です。オンプレサーバも事業期間中の性能維持（保守、修繕）義務が発生します。
12	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(ア) (ウ)		(1)監視制御設備(ア)(ウ)	クラウドでの監視とはブラウザや監視制御装置からの映像分岐で監視できれば良いでしょうか。また、監視機能だけでよいでしょうか。クラウドに関する通信設備の契約は市の負担でしょうか。また、特定の端末だけでしか監視できないようにする制限は必要でしょうか。	クラウド監視は監視制御装置からの映像分岐ではなく、制御操作ができない監視機能のみが可能な設計としてください。クラウドに関する通信設備の契約は、事業者の負担となります。クラウド監視は、アカウントIDの付与を行えば、特定の端末だけでしか監視できないようにする制限は必要ない想定です。
13	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(ア) (ウ)		(1)監視制御設備(ア)(ウ)	特定の端末だけが監視装置にアクセスできるといった、専用回線は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(キ)		(1)監視制御設備(キ)	アクアネット大阪端末装置側の改造が必要になった場合、別途工事が発注されるのでしょうか？それとも改造が無いように改造をする必要があるのでしょうか？提案でアクアネットを新しい端末と古い端末につなげると提案する場合、改造が必要という考えですが、可能でしょうか。	アクアネット大阪端末装置は大阪広域水道企業団の所有物であり、移設や改造にあたっては市が別途工事を発注する対応を考えています。事業者提案による改造であれば費用は事業者負担になります。
15	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(キ)		冗長化について	制御 LAN 二重化等の冗長化は事業者提案とすると記載がありますが、既設の2台化でなくても良いという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）10ページに記載の「監視制御設備が故障した場合でも自動運転や連動運転が維持できるよう配慮すること」を満足していれば、どのような形であれ（物理的又は論理的な冗長性等）事業者の提案に委ねます。
16	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(ケ)		(1)監視制御設備(ケ)	事業期間内に水道標準プラットフォームへの連携のために費用が発生する場合はどうするのでしょうか。仮に水道標準プラットフォームに接続するのであれば別発注の工事でもよろしいでしょうか。	水道標準プラットフォームへの接続の際に、水運用管理システムの全てを改造しなければならない事態が発生しないことが無いように、あらかじめ想定していただきたいという意図です。事業期間内に接続工事が発生した場合は、市の負担と考えています。
17	要求水準書（案）	9	2	2.2	(1)	(カ)			「携帯情報端末の台数も事業者提案とするが、市が使用する端末は3台以上納入すること。」との記載から、御市専用のクラウド監視用端末として、携帯情報端末を3台以上納入する必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者が運転管理で使用する携帯情報端末の台数は事業者提案としますが、市が使用する携帯情報端末は3台以上納入となります。
18	要求水準書（案）	10	2	2.2	(1)	(サ)		帳票機能について	帳票&水運用装置のサーバと端末を別途設けてもよろしいでしょうか。	サーバや端末等の構成は事業者提案となります。
19	要求水準書（案）	10	2	2.2	(3)	(ウ)		配水ポンプの更新切替について	既設設備の養生はお客様対応での認識でよろしいでしょうか。	工事に伴う配水ポンプの切替等、既存設備の養生は市で対応します。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
20	要求水準書（案）	11	2	2.2		(2)		設備台帳システム	(1) 監視制御設備、(2) 設備台帳システムの仕様に記載の機能は、単一のシステムではなく、複数のシステムやアプリケーションの組み合わせにより充足することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。複数のシステムやアプリケーションによる組み合わせにより、充足することで問題ありません。
21	要求水準書（案）	12	2	2.2	(3)	(ウ)		新旧水運用管理システムの併用について	新旧システム併用で圧力制御を行うため、既設メーカー以外が対応する難易度が高い可能性があります。機能増設が発生する可能性がある事象をご教示ください。	要求水準書（案）別紙2を参照ください。旧システムでは既設配水ポンプの圧力制御を従来通り行い、更新した配水ポンプから順次新システムの運転を想定しています。新旧ポンプの台数により、新旧どちらかのシステムで圧力制御を実施するため、配水圧力の信号を一時的に両システムで取り込む必要は生じますが、基本的に旧システムの機能増設は発生しないものと考えます。
22	要求水準書（案）	12	2	2.2	(3)	(ウ)		新旧水運用管理システムの併用について	新しい方は台数制御にするなど、新旧の運用の方法は、運転管理業務とともに提案・相談のため、既設改造は必要ないという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書（案）	12	2	2.2	(3)	(ウ)		新旧水運用管理システムの併用について	「新旧水運用管理システムの併用にあたり、市としては旧水運用管理システムの機能増設をすることなく配水ポンプの更新・切替が可能と見込んでいる」と記載がありますが、可能と見込んでいる具体的な理由をご教示ください。	要求水準書（案）別紙2を参照ください。要求水準書（案）15ページの(4)に記載の通り、中区加圧系配水ポンプは最低1台、高区加圧系配水ポンプは最低2台の運転を確保としていることから1台ずつ更新であれば、新水運用管理システムもしくは旧水運用管理システムのどちらかで対応可能であり、機能増設をすることなく切替が可能と見込んでいます。
24	要求水準書（案）	13	2	2.3		(1)	(ア)	配水管理センター受変電設備の仕様	受電設備は屋内に設置とありますが、水質試験棟用受配電盤は、要求水準書別紙1 1ページ及び8ページ記載のとおり屋外設置と考えますがよろしいでしょうか。	水質試験棟配電盤については提案の範囲ですが、水運用管理センターの受変電設備の要求水準を満たす必要があります。
25	要求水準書（案）	13	2	2.3		(1)	(ケ)	配水管理センター受変電設備の仕様	逆流雷対策について、同機場において過去被害を受けた設備・部品等箇所があれば差支えの無い範囲で結構ですのでご教示いただけませんかでしょうか。	過去事例はありません。
26	要求水準書（案）	13	2	2.3		(1)	(ス)	配水管理センター受変電設備の仕様	負荷容量は現状と同等とする、とありますが予備回路の口数・容量をご提案するに際し、将来計画の有無確認をさせていただくことは可能でしょうか。	現時点の将来計画はありません。
27	要求水準書（案）	15	2	2.5		(3)	(イ)	菅生配水池（配水能力増強整備）自家発電設備の設置	設置場所について、「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とありますが、浸水深は、ハザードマップによる他、開示いただける情報（耐水化計画等）はございますでしょうか。	ハザードマップは本市HPにてご確認ください。耐水化計画はありません。
28	要求水準書（案）	15	2	3		(4)		その他（更新）	要求水準書と別紙の更新範囲に相違があるよう見受けられます。（別紙1 12,13ページにて電源・補機盤や計装盤等の運転操作・計装設備が今回更新となっていますが要求水準書案には記載なし）範囲を明確にするとともに、各設備の要求仕様をご提示いただけますでしょうか。（他機場も同様）	要求水準書（案）第2章は、主な設備の要求水準のみを示しているため要求水準書（案）別紙1との相違はありません。要求水準書（案）に要求水準が示されていない設備については、別紙1を確認の上で設計してください。
29	要求水準書（案）	15	2	2.5		(4)		菅生配水池（配水能力増強整備）その他	更新時の配水ポンプ運転台数の記載がありますが、商用受電時・自家発給電時ともにこの条件は同じと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
30	要求水準書（案）	16	2	2.6		(1)	(コ)	浅香山配水場 受変電設備の仕様	逆流雷対策について、同機場において過去被害を受けた設備・部品等箇所があれば差支えの無い範囲で結構ですのでご教示いただけませんかでしょうか。	過去事例はありません。
31	要求水準書（案）	16	2	2.6		(2)	(イ)	浅香山配水場 自家発電設備の設置	設置場所について、「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とありますが、浸水深は、ハザードマップによる他、開示いただける情報（耐水化計画等）はございますでしょうか。	ハザードマップは本市HPにてご確認ください。 耐水化計画はありません。
32	要求水準書（案）	17	2	2.7		(1)	(コ)	桃山台配水場 受変電設備の仕様	逆流雷対策について、同機場において過去被害を受けた設備・部品等箇所があれば差支えの無い範囲で結構ですのでご教示いただけませんかでしょうか。	過去事例はありません。
33	要求水準書（案）	17	2	2.7		(2)	(イ)	桃山台配水場 自家発電設備の設置	設置場所について、「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とありますが、浸水深は、ハザードマップによる他、開示いただける情報（耐水化計画等）はございますでしょうか。	ハザードマップは本市HPにてご確認ください。 耐水化計画はありません。
34	要求水準書（案）	18	2	2.8		(1)	(コ)	岩室配水場 受変電設備の仕様	逆流雷対策について、同機場において過去被害を受けた設備・部品等箇所があれば差支えの無い範囲で結構ですのでご教示いただけませんかでしょうか。	過去事例はありません。
35	要求水準書（案）	18	2	2.8		(2)	(イ)	岩室配水場 自家発電設備の設置	設置場所について、「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とありますが、浸水深は、ハザードマップによる他、開示いただける情報（耐水化計画等）はございますでしょうか。	ハザードマップは本市HPにてご確認ください。 耐水化計画はありません。
36	要求水準書（案）	23	3	3.1	エ	(1)	(イ)	各種申請図書の提出について	工事清算書とはどのような書類かご教示ください。	工事清算書は出来高確認のための書類になります。様式等は協議によります。
37	要求水準書（案）	25	4	4.1	オ			維持管理業務の内容	業務の一部を外部業者に再委託したいと考えますがよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、構成企業から再委託することは可能です。ただし、事業契約書案等で再委託者に求められる要件をご確認ください。
38	要求水準書（案）	25	4	4.1	オ			維持管理業務の内容	基幹業務は再委託禁止になると想定していますが、自家用電気工作物や計装設備点検の一部は再委託してもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書（案）	27	4	4.2	ア	(2)		運用管理業務 水運用システムの運転	異常警報発生時の対応について、別紙5に記載されています市職員対応については、現状通りと考えますが、よろしいでしょうか。	別紙5は既存のマニュアルを例示したものであり、今回要求水準に基づく市、事業者の対応を記載したマニュアルを新たに作成いただくこととなります。
40	要求水準書（案）	28	4	4.2	ウ	(2)		受水量及び水質等の確認	アクアネット大阪端末装置は、事業者提案により運転管理場所を変更する場合は別途工事にて移設するとあります。貴市が別途工事を発注して移設するという理解でよろしいでしょうか。	アクアネット大阪端末装置は大阪広域水道企業団の所有物であり、移設にあたっては市が別途工事を発注し、大阪広域水道企業にある程度の期間をもって事前に申告する必要があります。
41	要求水準書（案）	28	4	4.2	ウ			アクアネット大阪端末装置の操作	アクアネット大阪端末装置について、操作に関する記述はございますが、システムとしての保守点検・ソフト更新等は大阪広域水道企業団もしくは貴市にて実施され则认为ますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
42	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	24時間体制で運転責任者を最低1名以上配置するためには、複数の運転責任者が必要であると考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。運転責任者は24時間配置することが要件ですが、人数は要件としていません。貴社の交代体制も踏まえ、24時間配置に必要な人数が必要となります。
43	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	配置の定義ですが、監視制御システム更新前はロケーションフリーでないで、家原寺に常駐することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。併用期間があれば、その期間も含まれます。
44	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	配置は勤務しているという意味でよろしいでしょうか。	「業務に当たっている」は、勤務に従事しているという意味です。
45	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	ロケーションフリーになった後は、遠隔監視システムで、勤務状態で監視できていれば、配置として認められるという意味で良いですか。	運転管理場所に関わらず、運転管理業務に従事している人員の中に、常に運転責任者がいる必要があります。
46	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	業務責任者と運転責任者は水道技術管理者が要件に入っていますが、よくあるのは水道技術管理者若しくは浄水施設管理技士もあるが、それは検討は難しいでしょうか。また、運転管理者の要件でいえば、浄水施設管理技士や管路施設管理技士は3年の経験が最低なので、水道技術管理者に対してレベルが下がるわけではないので、又はで入れていただければ良いかと考えています。	ご意見として頂戴します。現状の運転管理・巡視点検業務においても要求水準書に記載の要件に求めていますので、これまでの内容を踏襲します。
47	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(2)		業務実施に当たっての留意事項	他の業務であれば運転責任者を24時間配置の再考が検討いただけるのであれば、お願いいたします。非番の時も緊急で必要であれば、判断を適宜、責任者が負うという意味合いです。責任者として機能はするが、複数名揃えてかわるがわる配置する事例は少ないです。また責任者が複数に分散するデメリットもあると考えています。訓練や運営の一元管理をするためには、責任者を絞った方がよいという考えもあります。	閉庁時も含めて24時間、異常時の対応を行う場合を想定し、運転責任者に要求水準書記載の能力を必須としています。なお、訓練や運営の一元管理は総括責任者が実施する想定です。
48	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(4)		業務実施に当たっての留意事項	ユーティリティーについて、上下水道、電気、通信、ガスと記述はございますが、薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）の調達・負担は、貴市が行うと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(4)		業務実施に当たっての留意事項	薬品の調達を本事業に含めない理由はありますか。	今回の事業の主旨は、浄水場の運営管理や包括委託とは異なり、設備工事、点検等を一括して行いたいのが目的です。市の基本的な業務を民間に委ねることは考えていないため、薬品調達は対象外としています。
50	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(4)		業務実施に当たっての留意事項	燃料の立会について、危険物取扱資格は市で用意でよろしいでしょうか。	現時点で市が実施する際も資格者を必要としていません。今後必要になった際も委託者に資格条件を求めません。
51	要求水準書（案）	29	4	4.2	キ	(4)		業務実施に当たっての留意事項	薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）の在庫が基準となる発注点に達した場合、事業者から貴市職員への連絡・発注依頼を行うと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。巡視の際に確認をいただき、市に都度報告をいただくことを想定しています。
52	要求水準書（案）	30	4	4.3	イ	(2)		配水池施設巡視点検業務	休止施設の巡視点検（月1回程度）について、点検内容は実績（別紙7）を基本としますが、設備等の性能及び機能維持は極力不要との前提で、巡視点検内容を提案しますがよろしいでしょうか？	提案いただいて構いません。休止施設は基本的に性能維持が必要な設備はないという認識です。また、小平尾配水場等については、休止施設としたタイミングで事業者にお伝えします。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
53	要求水準書（案）	30	4	4.3	イ）	(2)		配水池施設巡視点検業務	基本的に目視点検でしょうか。	巡視点検の際に用いるチェックシートは事業者で作成いただき、確認することを想定しています。また、状況報告のために写真が必要な場合は提出していただくことを想定しています。
54	要求水準書（案）	30	4	4.3	イ）	(2)		配水池施設巡視点検業務	休止施設は警備の対象となっていますか。	対象外です。
55	要求水準書（案）	32	4	4.3	オ）	(12)		その他の業務	市職員業務への補助従事作業（年30日×2名分の業務を見込んで）に含まれる、配水施設内の除草や剪定作業について必要な草刈り機（燃料、安全装備も含む）や剪定ばさみ等は貴市より支給と考えますがよろしいでしょうか？	補助作業においても、安全対策などは事業者の責任にて実施していただきます。草刈り機（燃料含む）及び剪定ばさみの貸出などは可能ですが使用に関して市側で責任を負うことができません。
56	要求水準書（案）	32	4	4.3	オ）	(12)		その他の業務	市職員業務への補助従事作業（年30日×2名分の業務を見込んで）に含まれる、市発注業務等における配水施設での現場立会において、立会時の安全確保等に必要な資格者は事業者側で配置と考えますがよろしいでしょうか。具体的にどのような現場立会が見込まれるか教えてください。	お見込みのとおりです。資格が必要となるような立ちは想定していませんが、市発注のその他の業務における実績としては、消防設備点検、空調設備点検があります
57	要求水準書（案）	32	4	4.3	オ）	(12)		その他の業務	補助従事作業の現場立会は入退場の開場施錠のことを言われているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書（案）	32	4	4.3	オ）	(12)		その他の業務	補助従事作業の業務量を超える場合は別途協議でしょうか。30日×2人の報告のやりとりはどの様にされて、30日まで行ったら打ち止めという運用でしょうか。	人工分を報告していただき、30日を超えない範囲で実施を指示する想定です。
59	要求水準書（案）	32	4	4.3	オ）	(13)		その他の業務	適切な残留塩素管理のため、水質モニターで監視しながら次亜塩素注入量の変更を行うと考えますが、目標値となる遊離残留塩素濃度の設定範囲を教えてください。	各配水池末端を考慮した市内測定地点において残留塩素の管理目標値を0.4mg/Lとしています
60	要求水準書（案）	32	4	4.3	カ）	(5)		実務実施に当たっての留意事項	道路上での作業を行う場合に警察署の道路使用許可を受けること、そして別紙6に交通整理員として別途2名以上の人員が必要とあります。交通整理員の配置が求められる配水施設を教えてください。	現在は桃山台減圧弁室、野々井減圧弁室の2施設が道路使用許可対象です。ただし、市内給水モニター更新時には新たに道路使用許可、交通整理員の配置が必要となると考えられます。（なお、交通整理員は保安員と表現を改めます。）
61	要求水準書（案）	32	4	4.3	カ）	(5)		実務実施に当たっての留意事項	許可はどの警察署でしょうか、道路使用許可申請は一か月単位でとれますか。	施設により管轄の警察署は異なります。取得期間はお見込みのとおりです。
62	要求水準書（案）	32	4	4.3	カ）	(5)		実務実施に当たっての留意事項	道路使用許可申請は通年対応できる対応でよろしいでしょうか。	現状は通年対応が可能なよう、道路使用許可を毎月申請しています。
63	要求水準書（案）	34	4	4.6	ウ）	(5)		運用管理業務 水運用システムの運転	自家発電機の年に1回以上の実負荷運転を行うこととありますが、自家用電気工作物年次点検時の実負荷運転も含まれると考えますが、よろしいでしょうか	1年に1回以上の頻度で実負荷運転が実施できれば結構です。
64	要求水準書（案）	34						自家用電気工作物関連	契約書にみなし設置について、条文を載せていただきたい。	ご意見として頂戴します。
65	要求水準書（案）	34						自家用電気工作物について	自家用電気工作物について再委託は可能ですか。	お見込みのとおりです。
66	要求水準書（案）	34						自家用電気工作物について	移動電源車の保安も対象ですか。	お見込みのとおりです。主任技術者は市で配置します。
67	要求水準書（案）	34						自家用電気工作物について	移動電源車について、年一回の実負荷運転、移動電源車の接続訓練を含めて考えておられますか。それとも移動電源車の点検のみですか。	点検のみです。接続訓練は市で実施します。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
68	要求水準書（案）							関連事業のご計画有無確認	本事業期間に平行して、あるいはその前に耐震化・耐水化など他事業のご計画はありますでしょうか。	想定事業期間においては、今のところ耐震化・耐水化など他事業の予定はありません。
69	要求水準書（案）							既設完成図書の管理	更新対象外となる既設機器の完成図書において、維持管理の観点より取り合いなどの記載を変更する必要があると考えます。完成図書の修正は必須項目と考えて宜しいでしょうか。	今回の図書に取合部も含めて記載すれば十分と考えます。既存の完成図書の修正を必須とは考えていません。
70	要求水準書（案）							その他	場内の既設水道管路の修繕は市で実施するという考え方ですか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書（案）別紙1	2						水運用管理システム構成図	中央操作室のLCD画面での水運用について、システムが予想した運用計画値（予測配水量）と毎時更新される実際の配水量に乖離が生じた場合、より正確な予想を自動で再計算しているという理解で正しいでしょうか。もし、完全自動ではなく、運転員が介在している部分があればご教示ください。	現システムについて配水量に乖離が発生した場合、目標時刻の貯水量が目標値となるような受水量の立案を自動で行っていますが、運転員が立案結果を確認した上で計画値を各施設へ送信しています。
72	要求水準書（案）別紙1	2						水運用管理システム構成図	需要予測でのバルブ制御は自動制御ですか。	お見込みのとおりです。なお需要予測に基づく計画値で制御しているのは受水量のみです。
73	要求水準書（案）別紙1	2						水運用管理システム構成図	予測値と実績に乖離があっても、配水池のバッファにより問題なく運転されている状況ですか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書（案）別紙1	2						水運用管理システム構成図	運転員さんの判断により立案された運転計画値を修正することありますか。	基本的にはありませんがイレギュラーな事象（一時的な配水エリアの変更や流量計の故障等）が発生した場合の対応は必要です。
75	要求水準書（案）別紙1	2						水運用管理システム構成図	旧システムと新システムの併用時期がある認識でよろしいでしょうか。新分岐の水量をどう考えるべきでしょうか、手計算など。	併用期間中、新分岐の受水量計画に必要な水量データは旧システムで確認できます。
76	要求水準書（案）別紙1	21						浅香山配水場コントロールセンタ単線結線図	C/C回路を動力配電盤に取り込む場合の予備回路数は事業者提案によるものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書（案）別紙1	26						桃山台配水場単線結線図	高圧受電設備切替時の系統連系部分（取引計器取合い、Vo取合い等）の取扱いはどのようになりますでしょうか。（更新後も系統連系に必要な取合いを再構築します。切替期間中の発電機会<停止期間>に関する扱いの意味です。）	更新中は水力発電の系統連係ができなくなるため、その間は停止可能です。
78	要求水準書（案）別紙1	45						陶器配水場電機棟1階平面図	UPSは基本、既設流用との記載がありますが、電池交換時期・UPS交換時期などを確認し、施工計画上方法的に有利であれば事業者提案により更新対象とするという考え方でよろしいでしょうか。	提案していただいて構いません。ただし、事業者負担となり、保守点検・修繕も対象となります。
79	要求水準書（案）別紙5							その他の業務	別紙5以外に対象業務はありますか。	別紙6、別紙7にも業務についての記載があります。
80	要求水準書（案）別紙5							別紙5について	今回整備に伴い新しくなる設備を事業者でやるのはわかるが、既存の設備も対象となるという理解でよろしいでしょうか。	異常発生時の初期対応をいただくため、既存の設備も対応していただきます。
81	要求水準書（案）別紙5							別紙5について	マニュアルについて、事業者からの提案となるのでしょうか、それとも、現状は貴市から提示いただいている内容もありますが、その点の取扱いはどうすべきでしょうか。	最終的には市が確認・承認しますが、事業者で検討・提案していただくことを考えています。

技術対話における確認事項（要求水準書（案））

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問	回答
82	要求水準書（案） 別紙5							別紙5について	初期対応において、補修とするか修繕とするかの判断については貴市がされる理解でよろしいでしょうか。	判断は市が実施します。マニュアル作成において、初期対応に係る内容を検討いただきますが、詳細は協議・承認事項とします。マニュアルに書ききれない内容は都度、市から指導することを考えています。
83	要求水準書（案） 別紙5							別紙5について	マニュアルは、令和9年度の段階で完成させておく理解でよろしいでしょうか。	マニュアルがないと、業務が始められないと考えるため、必要です。ただし、業務を実施しながら都度見直しが必要と考えています。
84	要求水準書（案） 別紙6							その他の業務	剪定はどの程度を想定されていますか。	応急的に実施する程度です。その他業務は資格を求めるようなものは求めていません。

技術対話における提案事項

No	提案事項	回答
1	「更新対象外設備」の初動対応に必要な消耗品の見込みを想定したいと考えております。	更新対象外設備に関しては初動対応で補修する場合、市からグリス等の消耗品等を支給します。
2	道路上の維持作業では、交通整理員として別途2名以上の配置とあります。交通整理を行なうのは、警察官や交通巡查員（警察職員）です。道路上で車や歩行者が安全に通行できるように誘導し、事故の発生を防ぐために必要な業務であるならば、交通誘導警備員としたほうがよしいと考えます。交通誘導警備員を配置する際には、道路の種類や場所、状況により、警備業法で「配置基準」が定められております。道路上の維持作業での主な留意点をお示しいただけたらと考えますがいかがでしょうか。	「交通整理員」を「保安員」として表現を改めます。資格については今のところ求められていません。ただ、将来的に求められれば対応いたします。現時点での道路使用許可証は、交通誘導警備員を配置せず現場保案員で警察署より許可をいただいております。
3	広域水道事業団に対する要求水量に関して、現状での取り決めや将来的な制約等がありましたらお示しいただけたらと考えます。	各分岐における受水量の調整可能範囲および均等受水の取り決めがあります。
4	要求水量については、いつ頃に翌年度分の水量が伝えられるものですか。	毎年受水量の変更を実施していません、協議で変更がある場合はありますが、大きく変わるものではなく、市の調整事項になります。一時的な給水区域の変更に伴い、受水量の変更を行うことはあります。
5	アクアネットから信号を渡したり、送ったりはないという理解でしょうか。	市のシステムから水質や流量データをアクアネットへ送信しています。
6	アクアネットの受取側は更新しないので、渡すデータは同じものという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。ただ、アクアネットの所管は大阪広域水道企業団となり、将来的に更新を計画されているとのことで、変更される可能性があります。
7	クラウド監視のための携帯情報端末の御市への納入に関してですが、事業者側が端末を用意すべき事由はないと考えております。またセキュリティポリシーにより当社支給の端末をお使いいただく場合、端末の位置情報やアクセス履歴を当社が管理することになりますが、それは適当ではないと考えます。上記理由から、御市がクラウド監視のためにご利用になる端末は御市側でご用意いただくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか	事業者からの携帯情報端末の納入は、市職員が業務時間内外を問わず、クラウド監視を行うのに必要な閲覧環境の提供を目的としています。また、支給や貸与ではなく、通信回線も含めた携帯情報端末を市へ納入していただく要求水準としています。
8	当社のデバイスでなく、納入品でしょうか。納入品なので、事業期間終了後はそのまま市のものになるという理解でしょうか。通信料負担は市でしょうか。	デバイスは納入であり、事業期間終了後も市の所有になります。事業期間内の通信料負担は事業者となります。
9	事業期間終了後の通信契約は名義変更でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

技術対話における提案事項

No	提案事項	回答
10	デバイスのアップデートを求められた際はどのような対応になりますか。	クラウド監視が出来るための性能維持も要求範囲に含まれていますので、事業者で実施していただきます。
11	携帯情報端末はPCを想定していますか。	タブレットや携帯端末等、持ち運べるもので想定しています。業務時間外でも市職員が運転管理状況を確認できるようにするのが目的です。
12	アカウント管理なので、端末を縛るものではないという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。端末の制限はなく、アカウント別に閲覧内容を制限を想定しています。
13	利用者毎にアカウントを与え、携帯情報端末は3台の利用を複数のアカウントで使っていただく想定でしょうか	お見込みのとおりです。
14	クラウド監視用PCは1台、携帯情報端末は3台に対して、端末を問わず、アカウントを付与したいと考えていますか。常時利用されるアカウントの数はどれくらいを想定していますか。	20アカウントを想定しています。
15	現状の監視制御設備のシステム機能概要などを別紙としてお示しいただくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。
16	水質目標値や水量等目標値を教えてください。	浄水処理を行っておらず100%受水の運用であるため、残塩以外の水量等でモニタリングの目標にすることは難しいと考えています。
17	水位の情報は、要求水準に示されますか。例えばデマンド削減とかを提案するときに、どこまで許容されてというのは提案材料としてほしい考えです。デマンドレスポンスの検討はしていますか。	水位は貯水量の7割を基準に運用しています。デマンドレスポンスは出来る範囲では考えていますが、必要な水を送るのが大前提であり、優先順位としては低いです。
18	業務計画書の作成がありますが、具体的にどういったことを計画されていますか。この段階で、管理目標を規定するのでしょうか。	参考までに現行の業務計画書に管理目標値は設定しておらず、契約後の協議において対応事項を伝えています。現状の体制、報告の方法について計画していただいています。本事業の業務計画書はそれらに加えて設備修繕も業務範囲となるので、修繕計画等も含まれると考えています。
19	報告書で帳票作成があるが、提出まで求められるのでしょうか。	水運用上の帳票は報告・提出が必要です。

技術対話における提案事項

No	提案事項	回答
20	<p>要求水準書に記載のある事業期間について水運用システムの引渡時期、菅生配水池の配水場化整備＝令和9年度は、切替中にも安定的な水運用を確保しながら実施するには厳しいかと考えます。 適切な工期確保のため、別途資料にて提案いたします。（説明資料は当日持参します） 現状の令和9年度に水運用管理システム引渡しだと参加は不可能です。</p>	<p>ご意見として頂戴します。 （検討の結果、実施方針を変更し、水運用管理システムの引渡時期を1年延期し、事業期間も1年延長します。詳細は、「実施方針の変更」をご確認ください。）</p>
21	<p>切替作業の過渡期に既設水運用設備とのデータのやり取りが発生する可能性がありますので、 改造の規模によっては別途工事にすることはいかがでしょうか。</p>	<p>中区加圧系配水ポンプは最低1台、高区加圧系配水ポンプは最低2台の運転を確保としていることから1台ずつ更新であれば、新水運用管理システムもしくは旧水運用管理システムのどちらかで対応可能であり、機能増設をすることなく切替が可能と見込んでいます。 事業者提案による改造は規模に関わらず事業者負担とします。</p>
22	<p>運転責任者を24時間配置することとあり、運転責任者の条件には、水道技術管理者、技術士又は技術士補、第1～3の電気主任技術者のいずれかの資格を有する者となっています。平日昼間の貴市との打合せや協議等への参加、メーカー点検や修繕等における対応者として運転責任者を配置することは妥当と考えます。しかし、複雑な操作や他者との連携が少ない休日夜間においては、運転責任者の配置を求めなくても問題ないと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>市としては、水運用の責務に休日夜間は関係ないため、運転責任者を24時間必要であると考えています。</p>
23	<p>送配水量予測はされていますか。現行を引き継ぐべきですか。</p>	<p>予測して受水量等を決めています。要求水準書（案）10ページ（サ）に記載しています。</p>
24	<p>万一のコントローラー停止時にも現場連動及び各種インターロックが働く構成にてハードを構築するよう考えますがよろしいでしょうか。</p>	<p>今のシステムは、各施設にあるコントローラ（水運用管理システム）で、通常はポンプ圧力制御などを行っていますが、システム故障した場合、現場で操作員の回転数制御による圧力調整など、現場での操作ができるようになっています。</p>
25	<p>a) 設計業務を行う者、(1)で実施設計業務の実績とありますが、建設業務を行う者が、設備の実施設計が可能であれば実績を求めないことを希望します。 但し、技術的担保は必要と考えるため、(A) (B) (C)の資格条件は必要と考えます。 <理由> ①実施設計業務の費用を低減する事ができるため。 ②構成員が多くなる事は、構成員間の調整が増え、手続き増大等により民間の参入機会が減ると考えるため。 ③他事例として、大阪市水道局が公告中のPFI事業においては、実績は求めない条件として発注されているため。</p>	<p>設計業務を自ら実施していることを履行実績等で確認できれば、DBでも構いません。</p>

技術対話における提案事項

No	提案事項	回答
26	<p>特別目的会社の設立が前提となっておりますが、下記理由より、共同企業体、単体企業での参加も認めていただけるよう希望します。</p> <p><理由></p> <p>①民間での資金調達(プロジェクトファイナンス等)が不要であり、特別目的会社を設立せずとも事業実施が可能なため。</p> <p>②特別目的会社を設立しない場合は、会社を維持運営するためのコストが発生せず、事業費増大を抑制できるため。</p> <p>③参加の選択肢が複数あることで、民間の参入機会が広がる(参加意欲が高まる)ため。(他事例として、大阪市水道局が公告中のPFI事業においては、特別目的会社、共同企業体、単体企業、いずれでも参加可能となっております。)</p>	<p>長期契約の事業者倒産のリスクを想定しています。JVとの契約では、構成企業が変わると一旦契約解除となり、新たな契約締結が必要になりますが随意契約の理由がなく、事業者選定が再度必要となります。一方で、SPCは法人格を有するため、構成企業が倒産しても、SPCは残り、契約は継続しますので、今回はSPCを選択しています。</p>
27	<p>損害賠償(対市、対第三者)等について、民間が負うべき責任の上限を設定いただけるよう希望します。</p> <p><理由></p> <p>①設定が無い場合、民間のリスクが非常に高いと考えるため。</p> <p>②保険付保も対策手段の一つではあるが、無制限のリスクには対応できないため。</p>	<p>通常の契約と同様に、損害賠償の上限を設ける予定はありません。事業者加入の保険などでの対応を検討してください。</p>
28	<p>対象外設備として計装設備の保守点検業務が本事業に含まれていますが、本事業の対象外にする事を希望します。</p> <p><理由></p> <p>①既設メーカーの点検を実施するだけで、民間事業者の創意工夫による効果が極めて限定的と考えるため。</p> <p>②保守を実施していても経年劣化による故障対応、偶発的な不具合対応の責任は負えないため。</p> <p>③納入年が違う製品の故障予測が困難であり、維持管理費の試算が困難であるため。</p>	<p>①要求水準書(案)記載のとおり、水運用管理システムの計測データを用いた、より効率的な保守点検(点検内容、頻度等)の提案を求めています。</p> <p>②故障対応等は対象外です(ただし、本事業で更新した計装設備は故障修繕など性能維持の対象となります)</p> <p>③既設計装設備は故障修繕は含んでいません(市が別途契約を想定)</p>

技術対話における提案事項

No	提案事項	回答
29	<p>事業期間について、令和24年度までと長期となっております。事業期間を短縮する、もしくは運転管理業務を別契約にすることを希望します。</p> <p><理由></p> <p>①先行して納入する水運用管理システムは多くの電子部品を使用しており、またWindowsで構成されている装置が御座います。長期の事業期間の場合、OSのバージョンアップによるシステム改修は予測できず、維持管理コスト（更新リスクによる費用計上）が増大すると考えるため。</p> <p>②監視制御設備の更新期間はメーカー推奨として、納入後10年での大規模改修もしくは更新と考えており、事業期間中に大きな改修費用が発生するため。</p> <p>③堺市PPP/PFIマニュアル（優先的検討規程）10ページに、事業期間の検討の留意事項として「設備等の耐用年数：事業期間中に設備等の更新が必要となるかどうかを考慮します。」と記載されており、今回の事業期間は考慮する必要がある期間であると考えため。</p> <p>④設計・建設業務と運転管理業務を同事業で行う事について、建設業者と運転管理業者双方にメリットはなくまた、民間事業者の創意工夫による効果が極めて限定的と考えるため。</p>	<p>ご意見として頂戴します。</p>
30	<p>スケジュールはタイトと考えており、令和9年度での水運用管理システムの引き渡しであれば参加は困難と考えております。既設調査、仕様決定、機器承諾、現地切替、既設維持管理業者への説明を何カ月間ずつ見込まれておりますでしょうか。</p>	<p>現水運用管理システムの施工実績から、調査、仕様決定、承諾が令和8年度末まで、現地（中央）切替が令和9年度末頃を想定しています。システム切替前（令和9年度）から本事業による運転管理が開始するため、既設維持管理業者への説明は不要です。</p> <p>（検討の結果、実施方針を変更し、水運用管理システムの引渡時期を1年延期し、事業期間も1年延長します。詳細は、「実施方針の変更」をご確認ください。）</p>